

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の基本方針として掲げた「透明性の高い経営姿勢」を担保し、企業価値の向上を継続的に実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の最重要課題のひとつと位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	365,000	6.50
株式会社公益社(京都)	305,700	5.44
銀泉株式会社	279,700	4.98
有限会社ブライト・ウェイ	200,000	3.56
久後 豊子	177,200	3.15
久後 陽子	159,803	2.85
久後 吉孝	159,800	2.85
久後 隆司	156,600	2.79
日本生命保険相互会社	144,000	2.56
播島 幹長	140,703	2.51

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

株式会社公益社(京都)は、当社子会社と同名の、本社を京都市に置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
棚橋 康郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
棚橋 康郎	○	——	上場会社の取締役及びその関連会社の代表取締役を歴任、さらに、現在上場会社の社外取締役の任にあり、経営者として高い識見と豊富な経験を有すること。 また、「上場管理等に関するガイドライン」における独立性判断基準に全く抵触せず、明らかに「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」であること。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員	社内取締役	社外取締役	社外有識者	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	------	-------	-------	-------	--------	---------

			(名)	(名)	(名)	(名)		
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	6	5	1	1	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、報酬委員会に相当する任意の委員会として、燦ホールディングスの取締役、監査役、執行役員、並びに燦ホールディングスグループ会社の該当者の報酬と賞与を決定する機関を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役及び内部監査室と会計監査人は、年間監査計画及び監査結果に関する協議、並びに経営又は内部統制に関する課題等について意見交換を定期的に行い、会計監査の有効性及び効率性を高めております。
また、監査役は年1回、会計監査人から監査報告を受けるほか、期中監査の際に、随時会計監査人と協議又は意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内藤 光昭	その他													
原田 雅俊	その他													
高橋 秀彰	公認会計士													
田村 茂	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

内藤 光昭	○	——	経理・内部統制分野での豊かな経験と幅広い知識、そして高い識見を有すること。また、「上場管理等に関するガイドライン」における独立性判断基準に全く抵触せず、明らかに「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」であること。
原田 雅俊	○	——	長年、会社経営者として培われた知識と豊かな経験、そして高い識見を有すること。また、「上場管理等に関するガイドライン」における独立性判断基準に全く抵触せず、明らかに「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」であること。
高橋 秀彰	○	——	長年、公認会計士および税理士として培われた知識と豊かな経験、そして高い識見を有すること。また、「上場管理等に関するガイドライン」における独立性判断基準に全く抵触せず、明らかに「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」であること。
田村 茂	○	——	長年、会社経営者として培われた知識と豊かな経験、そして高い識見を有すること。また、「上場管理等に関するガイドライン」における独立性判断基準に全く抵触せず、明らかに「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」であること。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の向上を図ることを目的として実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
該当項目に関する補足説明	

持株会社体制の下で、企業価値の向上に対して一定以上明確な責任と権限を有する者にインセンティブとしてストックオプションを付与できるものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

平成27年3月期実績 取締役を支払った報酬総額 226百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役を通じて定期的に(最低月1回、緊急性の高い情報は随時)社内情報を、適宜参考資料を付して提供しております。
また、取締役会議題の事前通知にとどまらず、資料の事前配付(但し、インサイダー情報に該当する重要事実は原則除外)に努め、監査役の判断の助けとなるようにしております。
さらに原則として月1回、グループ会社の代表者や各部の部長が、順次監査役に現状報告し、その後質疑応答・意見交換を行う場を設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会が執行役員を中心とする業務の執行を監視・監督する一方、監査役会が個々の取締役の職務の執行および取締役会の意思決定を監査しております。また、監査法人による会計監査および内部統制監査のほか、内部監査室による内部業務監査および内部統制監査を実施しております。

株主・投資者等のステークホルダーからの信頼をより一層強固なものにするため、経営の意思決定プロセスにさらに踏み込んだ監督・監査を可能にするものとして、社外取締役と監査役会等との連携によるコーポレート・ガバナンスを目指し、社外取締役を選任しております。

事業計画の策定、組織の改編、各部門間の業務運営の調整、その他経営に関する重要事項については、社長を議長とし、取締役、その他関係する本部長等が出席して毎月「経営会議」を開催し、協議を行っております。また、当社取締役会は、子会社の運営状況に関し、この経営会議において、各社の社長から月例報告を受けております。

また、独立役員の確保の状況に関しましては、独立役員としての要件を満たす全ての社外監査役(4名)を届け出たほか、同じく独立役員としての要件を満たす社外取締役候補者 棚橋康郎氏を、第86期定時株主総会での社外取締役への選任を前提に、独立役員として届け出ました。したがって、当社は現状5名の独立役員を確保いたしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化することにより、監査役設置会社において現状のコーポレートガバナンス体制を採用しています

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年3月期に係る株主総会招集通知の発送日：平成27年6月3日
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期に係る株主総会開催日：平成27年6月25日

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ< http://www.san-hd.co.jp/utility/disclosure.html >に掲載	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年3月期実績：年4回の決算に対してそれぞれ実施。うち年度決算および第2四半期決算については、代表者自らが説明	あり
IR資料のホームページ掲載	社長メッセージのほか、決算短信その他の適時開示資料、有価証券報告書、株主通信等を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員および担当部署を設置(専任部署はなし)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループの「コンプライアンス行動規範・行動基準」に「ステークホルダーとの適切な関係維持」を、またグループの「経営理念・行動規範」に「すべてのステークホルダーを人として尊重」すべき旨を規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	葬祭子会社「株式会社公益社」において、グリーンサポートの「ひだまりの会」を運営
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループの「コンプライアンス行動規範・行動基準」に「適正な情報の管理と開示」について規定

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築は、財務報告の信頼性を確保するとともに、事業経営の倫理性・遵法性および有効性・効率性を高めるために必要な組織の基盤と仕組みづくりであると考えております。

平成18年5月18日開催の当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決定いたし、平成24年3月22日開催の当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部変更を決議いたし、以下の体制を整えております。

ア. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化
 「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」の制定
 コンプライアンス委員会の設置
 「ヘルプライン」の設置
 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 取締役の職務執行に係る情報は、適切に記録、保存、管理および廃棄
 会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 当社およびグループ各社の業務上のリスクを抽出し、リスクとその対応方法を文書化
 リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会において、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係する様々なリスクへの対応を検討・実施・推進

エ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、取締役の職務執行の効率性を確保
 取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化
 重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置
 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理の実施

オ. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築
 当社およびグループ各社の取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する
 当社の内部監査部署は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を責任者に報告し、担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

カ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 現在監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
 監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の同意を得た上で、取締役が決定する。

キ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役または使用人は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとする。なお、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。

経営会議で決議された事項
 当社および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 毎月の経営状況として重要な事項
 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 重大な法令・定款違反
 ヘルプラインの通報状況および内容
 その他コンプライアンス上重要な事項

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力との絶縁

当社およびグループ各社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人、団体とは一切関わらない。特に、経営に携わるものはこのような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとる。

暴力団等が、脅しをかけて不当な金銭的利益を得ようとする行為(民事介入暴力)に対しては、毅然とした態度で臨み、社員一人ひとりを孤立させずに組織的に対応していく。また、最大限、警察や法律家等の支援を得て地域で連帯して民事介入暴力撲滅に協力する。

2. 反社会的勢力との取引の禁止

当社およびグループ各社は、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき、暴力団排除条項を定めるとともに、お客様へ当該条項等への同意をいただく。万が一、お客様が反社会的勢力と判断された場合にはその取引をお断りするとともに、関係機関に届け出るなど適切な対応を行う。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成22年6月24日開催の第81期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の更新につき、株主の皆様のご承認をいただきました。

旧プランは平成25年6月25日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって有効期間を終了いたしますので、平成25年5月13日開催の取締役会において、その内容を一部改定の上、更新すること（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、第84期定時株主総会において本プランについて当社株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの有効期間は、第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL：http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/130513_0.pdf）に掲載する平成25年5月13日付プレスリリースにて開示しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

